

# 伊万里市議会 議会改革評価表（平成31年4月～令和5年3月）

議会基本条例 第24条に規定する検証 令和6年3月1日 議会運営委員会

	項目	進捗状況又は実績 ( )は該当する条文を表す	評価		備考
			達成度	方向性	
前文					「活気あふれ ひとが輝く 安らぎのまち 伊万里」は、総合計画が変わるたびに変更しなくていように全体的に検討する必要がある。
第1条	目的				確認しました
第2条	議会の活動原則 (1) 開かれた議会 (2) 政策立案・提言 (3) 分かりやすい説明 (4) 市政の監視・評価 (5) 議会改革	(第5条、第6条) (第13条、第14条) (第6条) (第10条) (第11条、第15条)			確認しました

第3条	<b>議員の活動原則</b> (1) 自由討議 (2) 市民意見の把握と研さん (3) 市民全体の福祉の増進	(第12条、第13条) (第6条、第15条、第17条) (前文)			確認しました
第4条	<b>会派</b>				確認しました
第5条	<b>市民参加及び市民との連携</b> 1 情報公開・説明責任 2 本会議、委員会の公開 3 参考人・公聴会制度の活用 4 陳情・請願提出者の意見表明機会	1：議会だより、ホームページ 2：常時 3：未実施 4：該当無し	○ ○ — —	拡充 継続 継続	1：関心が無いと見ない。情報公開・説明責任をはたしているのか。表紙が変わって(可愛くなって)子どもたちも興味を持つようになった。横書きにしたことで数値、英語の表記が読みやすくなった。
第6条	<b>議会報告及び意見交換会</b> 1 議会の政策活動への市民参加 2 議会広報活動の充実	1：実施 2：議会だよりの発行 一般質問のYouTube配信までの期間が短くなった。	○ ○	拡充 拡充	<b>議会報告会・意見交換会</b> R2年2月(7会場) R2年11月(1団体) R3年11月(5団体/5会場) R4年1月(1会場) R5年2月(1団体) 2：カウント数の増加

第7条	<b>議会と市長等執行機関の関係</b> 1 緊張関係の保持 2 質疑応答の論点争点明確化 3 市長等による反問権	1 : 議場で執行部との笑談 2 : アドバイスや深掘りのための評価方法も研修会等で学ぶ必要がある。 3 : 未実施	○ △ —	継続 拡充	1 : 外部から指摘された。
第8条	<b>市長による政策等の形成過程の説明</b> 1 政策等の背景やコストなどの説明 2 執行後の政策評価		○ ○	継続 継続	
第9条	<b>予算及び決算における政策説明</b> 1 予算・決算審査の資料充実 2 総合計画進捗管理の報告	1 : 「予算の概要」と「主要な <b>施策の成果の説明書</b> 」の充実 2 : 未実施	○ ×	継続 実施	2 : 制度の創設が必要。
第10条	<b>監視及び評価</b>	議案の修正など	○	継続	
第11条	<b>議会運営</b> 1 民主的・効率的な議会運営 2 正副議長選挙時の所信表明 3 議員間討議による合意形成	1 : 議会人事 2 : 実施 3 : 委員会で実施	○ ○ ○	継続 継続 継続	

第 12 条	自由討議の保障	発議無し	—	継続	
第 13 条	委員会の活動 1 自由討議と政策立案・政策提言 2 委員会所見や意見の付記 3 委員長の議事整理	1：未実施 2：実施 3：実施	△ ○ ○	継続 継続 継続	
第 14 条	政策討論会	未実施	—	継続	周知と確認が必要
第 15 条	議会による研修の充実強化 1 選挙後の（新任）議員研修 2 議員研修の充実強化 3 専門的知識の習得	1：実施 2：実施 3：実施：定数、予算決算の審査方法について	○ ○ ○	拡充 継続 継続	議員研修会 R 元年 6 月 7 日 （新任議員研修） R2 年 1 月 20 日 （議会改革と意見交換会） R3 年 10 月 22 日：オンライン （合併浄化槽） R4 年 1 月 13 日：オンライン （議員定数の決定手法） R4 年 12 月 19 日：オンライン （予算の審議・審査方法）  2：コロナ禍のためオンラインで実施。

第 16 条	<p>議会事務局の体制整備</p> <p>1 議会事務局の体制整備</p> <p>2 議長による事務局職員の専門性強化</p>	<p>1：議会での協議未実施</p> <p>2：実施</p>	<p>△</p> <p>○</p>	<p>協議</p> <p>拡充</p>	<p>1：議会の中で問題を抽出し協議する。</p>
第 17 条	<p>議会図書室</p>	<p>市民図書館による、議員控室への資料提供</p>	<p>○</p>	<p>拡充</p>	
第 18 条	<p>災害対応</p> <p>1 市の災害対策本部支援</p> <p>2 災害時の議会の対応（組織など）</p> <p>3 議員による安否連絡</p>	<p>1：実施</p> <p>2：実施</p> <p>3：令和3年に連絡網の作成</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>	<p>市災害対策本部設置</p> <p>令和元年8月（大雨）</p> <p>令和2年9月（台風10号）</p> <p>令和3年8月（大雨）</p> <p>令和4年9月（台風14号）</p> <p>・情報の収集と整理</p>
第 19 条	<p>議員定数</p>	<p>令和3年に<b>議員定数適正化</b>調査特別委員会を設置し、減らさないと結論付けた。（令和4年第1回定例会で報告）</p>	<p>○</p>	<p>継続</p>	<p>（伊万里市議会議員定数条例）</p>
第 20 条	<p>議員報酬</p>		<p>—</p>	<p>継続</p>	<p>（伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）</p>
第 21 条	<p>議員の政治倫理</p>		<p>○</p>	<p>継続</p>	

第 22 条	政務活動費の執行	領収書を含めた報告書のネット公開 (平成 30 年度政務活動費から公開している)	○	継続	(伊万里市政治倫理条例)
第 23 条	条例の位置付け	該当無し	—	継続	
第 24 条	見直し手続き	該当無し	—	継続	